

嵯峨嵐山デジタルマップに係る秋の広報宣伝業務委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 件名

嵯峨嵐山デジタルマップに係る秋の広報宣伝業務

(2) 業務内容

ア ポスターの製作等（デザイン、印刷、納品）

イ 案内誘導員によるPR等

ウ その他追加提案

(3) 委託期間

令和7年10月1日（水）～12月31日（水）

(4) 委託金額の上限

1,700千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 支払条件

通常払い（業務完了後の支払い）

(6) その他

受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務の全て又は主たる部分を一括して再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、予め本市の承認を得ること。

2 事業実施の要件

本市の競争入札参加有資格者であり、入札参加停止期間中でないこととし、かつ、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。
- (4) 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- (5) 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- (6) 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- (7) 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。
- (8) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募申請書（様式1）

イ 類似業務実績一覧（様式2）

過去の実績が分かる資料等があれば添付すること。

ウ 企画提案書（任意様式）

別紙「受託候補者選定審査基準及び企画提案書作成要領」、「仕様書」に基づき、作成すること。

エ 見積書

次のとおり作成し、使用印鑑を押印したもの1部を提出すること。

(ア) 見積書（様式は任意）

本業務委託に要する全ての経費を積算すること（消費税及び地方消費税を含む）。

(イ) 経費内訳書（様式は任意）

見積書に記載した経費の内訳を単価、工数（人、日）その他必要な経費の区分が分かるように記載すること。

(ウ) その他

見積書には、所在地、商号又は名称及び代表者名を記載したうえ、使用印鑑を押印すること。

(2) 提出期限

令和7年9月24日(水)午後5時（必着）

(3) 提出方法等

下記8の担当課まで直接持参又は郵送すること。

持参による提出の受付時間は、午前8時45分から午後5時まで（土日祝日を除く）。

(4) その他

ア 提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。

イ 採択された提案は、京都市との協議により、修正・変更を行う場合がある。

4 受託候補者の選定方法

京都市の職員で構成する「嵯峨嵐山デジタルマップに係る広報宣伝業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、応募者から提出された企画提案書、類似業務実績及び見積書について、「嵯峨嵐山デジタルマップに係る広報宣伝業務受託候補者選定審査基準」に基づき項目別に評価し、最も高い合計点を得た者を受託候補者として選定する。また、応募者が一社のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。なお、最低合格点は60点とする。

5 委託契約の締結

(1) 契約金額

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

(2) 契約期間

令和7年10月1日（水）から12月31日（水）まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ、随意契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定したものとする。

6 質疑

応募方法や委託業務の仕様内容等について質疑がある場合は、質疑書（任意様式）を持参又はFAXにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。

なお、FAXの場合は必ず電話での受信確認を行うことし、質疑書には返信先の連絡先等を記載すること。

(1) 提出先

下記8の担当課まで

(2) 提出期間

令和7年9月17日（水）午後5時まで

※ 期限後の質疑は、一切受け付けない。

※ 質疑に対する回答は、速やかに本市ホームページである「京都市情報館」にて公開することによって行う。

7 その他

(1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 委託業務の開始から終了までの間、実施方法や進捗状況の確認等、円滑な実施のため、定期的に発注者と連絡調整を行う。

(3) 受託候補者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託候補者が賠償の責任を負う。

(4) 当該業務に係る予算については現在市会で審議中であるため、予算が成立しない場合は当該プロポーザルを無効とする。

8 担当課

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局観光 MICE 推進室（担当 喜馬・常木）

TEL 075-746-2255

FAX 075-213-2021

9 スケジュール（予定）

令和7年9月	10日（水）	公募開始
	17日（水）	質疑提出期限
	24日（水）	必要書類の提出期限（応募締切）
9月	下旬	受託候補者の決定
10月	1日（水）	契約